

中央形態分析室内規

—制定運営及び実行委員会—

1. 九州大学医学部附属病院の中央形態分析室設置の電子機器や顕微鏡等を使用する場合はこの内規による。
2. 中央形態分析室に「運営委員会」を設置する。運営委員の任期は3年とし再任を妨げない。運営委員は、別項内規のごとく機器の利用を登録した教室の教務職員から複数名を選出し運営委員長を補佐する。(令和4年4月1日 改定)
3. 利用者の中から実行委員複数名を選出する。同委員は室長の職務を補佐し、別項内規にしたがって中央形態分析室の管理と実務を行なう。任期は1年とし、再任を妨げない。
4. 中央形態分析室の諸設備機器を利用する者は、原則として九州大学に籍を有する研究者で、利用を登録した教室に所属する者でなければならない。

(平成7年8月8日改訂)
5. 中央形態分析室に設置する機器、物品はたとえ特定の教室の購入によるものであっても共有のものとし、中央形態分析室を利用する研究者が共用する。当施設への機器、物品の持込みは認めない。必要な機器の設置は、運営実行委員会の許可を得るものとする。ただし、科学研究費で設置された機器の使用は、申請により指定された研究年度内に研究遂行のため、科学研究費申請研究者を優先する。
6. 機器使用は、プリンター利用を午前9時から午後5時までとし、その他の装置に関しては、ホームページからの機器予約を済ませることで、年中無休で利用可能とする。一人当たりの利用時間は、1日最長2時間までとする。但し、当日予約がなければ、再度の利用は可能。また、光顕分室のタイムラプス利用には2時間規定を除く。予告なしに使用開始時間を20分過ぎても使用しない場合は、予定外の人が使用できる。予約の取り消しを行う場合、管理者へ連絡し、使用後は台帳に忘れず

に記録すること。

(平成 21 年 2 月 23 日 改訂)

7. 電顕や光顕を使用できる研究者は、下記の項目に該当するものとする。
 - A. 操作の講習を受け、操作に習熟した者。講習とは、年度内で実行委員会が決めた期間内に各メーカー講習部門の専従者により講習を受けたのち実行委員会が操作に支障がないと判断した者で、最低基準として日常操作(始動、停止、撮影)、整理、フィラメント交換、軸合せ故障原因の究明と判断、簡単な応急処置等ができるものとする。
 - B. 過去の経験、実績にもとづいて実行委員会が認めた者。共同利用の自覚と責任を十分認識して使用者は責任をもって操作しなければならない。なお、これら共同使用に違反する行為を行ない、実行委員会の再三の注意にも応じない研究者は不適格者として使用を拒否されることがある。
8. 中央形態分析室には使用台帳を備え付け、利用者は使用した消耗品の量、使用時間、電子機器の整備状況等をそのつど記録台帳に記入しなければならない。
9. 施設の運営は登録教室の出費とし、各年度初に運営委員会に予算を計上して運営委員会にはかる。これにより決定された額を基本料金*(10万円)として登録教室は年度内に供出する。登録教室とは中央形態分析室に対し将来を含めて利用を希望するため登録した教室を指す。この他使用する消耗品は利用者が現物で提供するものとする。明らかな失敗により備品を破損した場合は、それを破損した利用者が出費でそれを修復するものとする。*但し金額の改定は運営委員会に一任する。
10. 中途加入の教室の登録費はその年に限り、その年度の登録使用料の2年分とし、翌年からは運営委員会で同年に決定した登録使用料となる。

(平成元年6月10日改正)

11. 平成20年度導入設置された「共焦点型レーザー光学顕微鏡」や平成21年度

導入設置された「蛍光顕微鏡」等の使用に関しては、原則として各々の講習会を受けたものに限ることとする。
(平成 22 年 6 月 追加)

その他、「中央臨床電子顕微鏡室」の名称を「中央形態分析室」へ変更する。
(平成 6 年 4 月追加)

運営委員会内規

1. 運営委員は施設利用を登録した教室の教授の中から選出し、任期は 2 年とする。
再選をさまたげない。
(平成 8 年 7 月 25 日改訂)
2. 運営委員長は登録教室の教授の中から選ぶ。
会は運営委員長の召集により適宜開催し、中央形態分析室の運営をつかさどる。
3. 運営委員の中から室長を互選する。

実行委員会内規

1. 実行委員は施設利用者の中から選出された複数名とする。任期は 1 年とし、再任をさまたげない。
2. 会は実行委員長により召集され、必要によっては運営委員会との合議を行なう。

3. 業務担当者の任務を補佐し、施設の管理と運営の実務を担当する。したがってオペレーター（業務担当者）は常にこの会議に出席し、実行状態を報告する。

4. 原則として、年度初を含めて最低年2回の利用者会議を開催する。利用者から会議開催の希望があり、室長および実行委員会が必要と認めた場合には適宜利用者会議を開催する。

この内規は昭和54年7月26日から施行

予算決算の了承方法の変更

中央形態分析室の運営に関する予算決算報告は、運営委員会にて行われていたが、経理運営の変更に伴い、担当者が運営委員長に資料を提出し精査後、運営委員長決裁で了承され各登録教室へ資料を送付することとする。（令和3年4月1日）